

● 厚生年金保険のてびき ●

～奈良県で職員として採用され、厚生年金保険加入の対象となった方へ～

奈良県教育委員会事務局

福利課総務企画係

TEL 0742-27-9806

厚生年金保険の手続き

厚生年金保険についてはすべて、共済組合とは別に福利課への書類提出が必要です(資格取得、国民年金第3号関係や産前産後休業他)。手続き漏れがないようご注意ください。

任用が決定したら	厚生年金保険被保険者資格取得申立書(☆)と基礎年金番号のわかるもの(年金手帳等)のコピーを所属経由で福利課へ提出してください。(保険料控除のない70歳以上の方も提出してください)
任用が終了したら・・・	手続きは 必要ありません (所属から厚生年金保険資格喪失報告書(☆)が提出されます) 加入期間証明書が必要な場合は「 加入期間証明書 発行願 」(☆)を福利課へ提出してください。 ※切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、郵送して下さい。 (郵送先 : 個別郵便番号につき住所省略可 〒630-8502 奈良県教育委員会事務局 福利課 総務企画係宛)
配偶者を扶養する時	配偶者が国民年金第3号被保険者に該当する場合は「 国民年金第3号被保険者関係届 」(☆)と 該当者の基礎年金番号のコピー を福利課へ提出してください。 ●該当者は 公立学校共済組合短期組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者 です。共済の手続きと同時に提出してください。
配偶者を扶養しなくなった時(就職等)	「 国民年金第3号被保険者関係届 」(☆)を福利課へ提出してください。 非該当の基準は公立学校共済組合短期組合員の被扶養者に準じます。共済の手続きと同時に福利課に提出してください。
出産する時	産前産後休業を取得し、保険料の免除を受けようとするときは「 産前産後休業取得者申出書 」(☆)を共済の手続きと同時に 福利課に提出してください 。 詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。
氏名が変わった時	「 健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更届 」(☆)を福利課へ提出してください。年金手帳等の添付は必要ありません。
住所が変わった時	「 健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 」(☆)を福利課へ提出してください。年金手帳等の添付は必要ありません。

☆マーク書類は奈良県福利課ホームページからダウンロードすることができます。

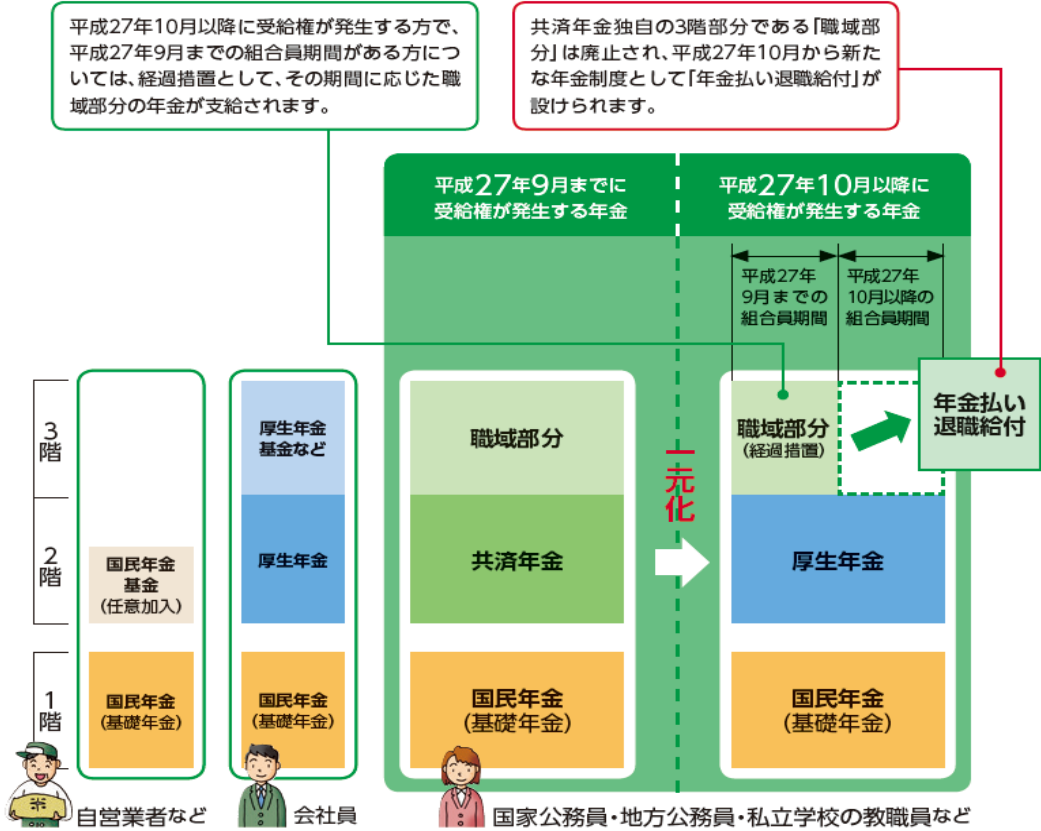
厚生年金保険について

日本国内に居住している全ての方は、働き方、暮らし方、年齢等に応じて公的年金に加入することとなっています。公的年金は3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法等が違います。

	どんな人が？	加入の届け出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等 (20歳～原則60歳)	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等 (就職～退職(70歳))	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等 (20歳～60歳)	配偶者(第2号)の勤務先が届出	なし(第2号被保険者全体で負担)

● 年金制度のイメージ図

● 公的年金制度の体系



みなさんが厚生年金保険に加入することで、国民年金の第2号被保険者となります。

【例えば】 太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳まで加入する年金は？

太郎さん：〔20歳に到達〕 学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔22歳で就職〕 会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔45歳で転職のため退職〕 次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔58歳で退職〕 退職後も60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

花子さん：〔20歳に到達〕 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔29歳で結婚・退職〕 夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入
 〔45歳で夫が退職〕 国民年金の第1号被保険者に変更
 〔夫が再就職〕 国民年金の第3号被保険者に変更
 〔夫が58歳で退職〕 60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)	45歳(転職)	58歳(退職)	60歳
太郎さん (夫)	学生	会社員	無職	会社員	無職
	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)		第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)
	20歳	29歳(結婚)	専業主婦		60歳
花子さん (妻)	会社員	専業主婦			
	第2号 (厚生年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)

◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間(保険料納付済期間及び保険料免除期間)を合計して10年以上ある場合に老齢基礎年金の受給資格ができます。
 また、20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

よくあるご質問

【Q1】奈良県教育委員会で臨時的任用職員・フルタイム会計年度任用職員として任用が決定しました。公立学校共済組合の短期組合員になると言われましたが、厚生年金保険の手続きはどうしたらよいですか？

[A1]奈良県教育委員会事務局福利課が事業主として、日本年金機構へ厚生年金保険加入の手続きをします。任用期間中の職員の皆様の厚生年金保険関係の手続きは原則、所属(任用校)を通じて福利課へ書類を提出していただきます。

【Q2】保険料はどのように決定するのですか？

[A2]通勤手当、扶養手当等の諸手当も含めた総支給額(税控除前の額)により標準報酬月額として決定されます。標準報酬月額については、給与支給明細に記載しています。標準報酬月額に次の料率を掛けた額の半分が個人負担分となります。

●厚生年金保険の保険料率
18.30%

*保険料率はR02.9月分～

【Q3】福利課を通じて日本年金機構に提出する届出書類の様式の記入欄に「個人番号[基礎年金番号]」とありますが、どちらを記入したらよいですか？

[A3]必ず基礎年金番号を記入してください。個人番号が記入された厚生年金保険関係の届出書類は福利課では取り扱いません。個人番号を記入後、二重線等で訂正されたもの等についても同様に、福利課では取り扱いません。

【Q4】配偶者※1を「国民年金第3号被保険者」として届け出たいのですが、どのように手続きしたらよいですか？

[A4]福利課へ「国民年金第3号被保険者関係届」と配偶者の基礎年金番号が分かる書類のコピーを提出してください。**共済組合とは別に福利課への手続きが必要です。**

ただし、福利課への届け出にあたって、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①短期組合員として公立学校共済組合に加入する被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当している※2
- ②被保険者本人(職員)が65歳未満である
- ③配偶者が20歳以上60歳未満である

※1 未届の夫や妻を含む

※2 第3号被保険者の該当日として届け出られた日と共済組合の扶養認定日が同日であるか、異なる日(もしくは扶養認定を受けていない)であるかその他、個別の状況によって、収入等確認のため添付書類の提出をお願いする場合があります。詳細は福利課までお問い合わせください。

【Q5】国民年金第3号被保険者として届け出ている配偶者が、就職して収入超過したため、共済組合の扶養認定が取消されましたが、福利課への手続きは必要ですか？

[A5]「配偶者が第3号被保険者に該当しなくなったこと(非該当)」について、**共済組合とは別に福利課への手続きが必要です。**「国民年金第3号被保険者関係届」に必要事項を記入して、福利課へ提出してください。収入超過の他、離婚や配偶者の死亡も非該当の理由となりますので、あてはまる場合はすみやかに手続きしてください。

【Q6】産休を取得することになりましたが、何か手続きが必要ですか？

[A6]産前産後休業を取得し、その休業期間中に発生する**厚生年金保険料の免除を受けようとする場合は、共済組合とは別に福利課への手続きが必要です。**

出産日以降すみやかに「**産前産後休業取得者申出書**」に出勤簿の写し等を添付し、**所属を通じて福利課に提出してください。**申出書の様式及び記入例は日本年金機構のHPもしくは福利課のHPから印刷してください。

注意！！

申出書の提出なく産前産後休業終了日から1ヶ月を経過すると、免除を受けることができません(遡って手続きできません)。また、**共済組合への手続きのみで厚生年金保険料は自動で免除はされませんので、免除を受けようとする方はご注意ください。**

【Q7】退職後、国民年金に加入するため「資格喪失証明書」が必要だと言われました。

[A7]「資格喪失証明書」は**ご本人が年金事務所に申請すれば交付されます。**

あるいは、「資格喪失証明書」の代わりになるものとして、「厚生年金保険加入期間証明書」を福利課で発行しています。こちらでよろしければ、別添『加入期間証明書 発行願』を記入の上、切手を貼った返信用封筒とともに下記まで郵送して下さい。

(年金事務所に資格喪失届を提出してからの発行となります。)

(〒630-8502 奈良県教育委員会事務局 福利課 総務企画係宛 Tel. 0742-27-9806)

【Q8】「iDECO(個人型確定拠出年金)」について 問い合わせたいのですが。

【A8】奈良県教職員課へお問い合わせください。

(奈良県教育委員会事務局 教職員課 給与係 TEL 0742-27-9843)

【Q9】離職票／退職証明書の交付はいつごろですか？

【A9】雇用保険の離職票及び退職証明書は奈良県教職員課が担当となりますので、そちらにお
問い合わせください。

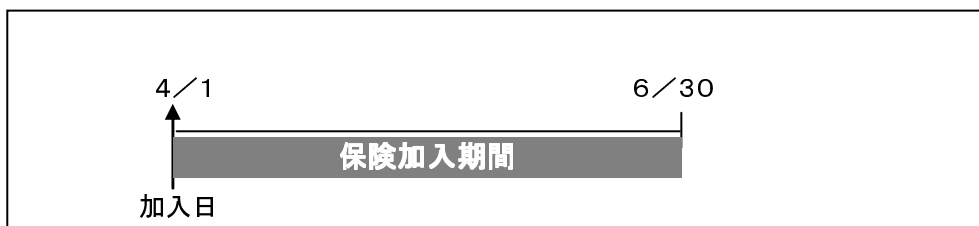
(奈良県教育委員会事務局 教職員課 給与係 TEL 0742-27-9843)

厚生年金保険加入条件について

任用期間が2か月を超える場合は、奈良県教育委員会が事業主の厚生年金保険に加入となります。
ご本人が今まで加入していた国民年金からは脱退して頂くことになります。

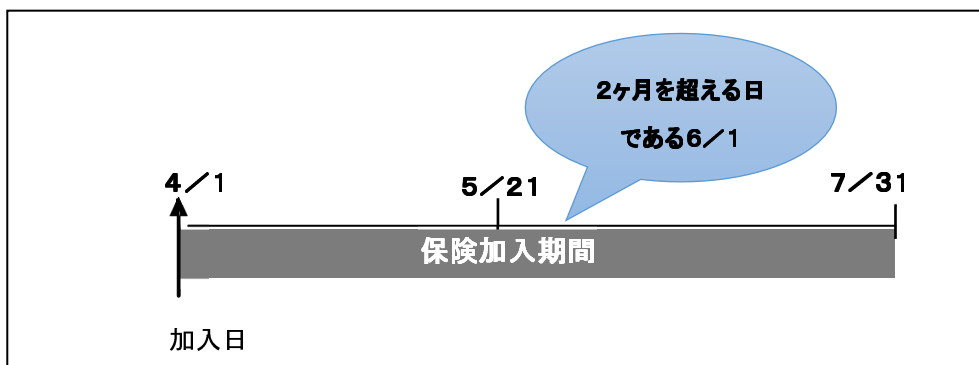
【例1】 任用が4/1から6/30まで

(4/1当初から2か月を超える日である6/1以降も任用があるため、**4/1～加入**)



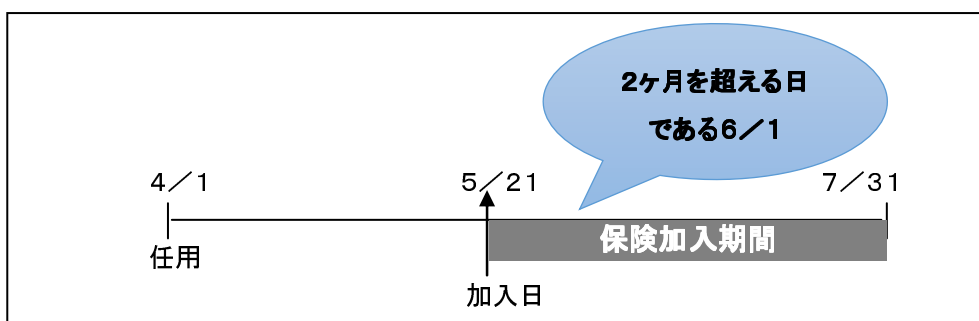
【例2】 任用は4/1から5/20までであるが、その後引き続き5/21から7/31日まで任用される
ことが見込まれる場合

(4/1時点で2ヶ月を超える日である6/1まで任用されることが予想された時、**4/1～加入**)



【例3】 任用が4/1から5/20までの後、新たに5/21から7/31日までの任用

(4/1から2ヶ月を超える日である6/1まで任用があることが判った時、**5/21～加入**)



※【例2】【例3】の場合は、福利課にお問い合わせください。

職員の方ご自身で行う手続きについて

資格取得

のとき

～就職したとき～

所属の事務担当者へ資格取得
手続き書類を提出してください

- 厚生年金保険被保険者資格取得申立書
 - 基礎年金番号のわかるもの(年金手帳等)のコピー
- ※国民年金第3号被保険者(被扶養者のうち20歳以上60歳未満の配偶者)の手続きを同時に行う場合
- 国民年金第3号被保険者関係届
 - 該当者の基礎年金番号のわかるもの(年金手帳等)のコピー
- (短期組合員の被扶養者申告と同時に提出以外の場合は別途問い合わせてください。)

資格喪失

のとき

～退職したとき～

下記の届出先にて年金の種別変更に関する
手続きをしてください
(資格喪失報告書は所属から提出されるため
ご本人の手続きは不要です)

手続きの方法は第1号から第3号までの、被保険者の種類によって異なります。

- 第1号被保険者になる場合 → 各市町村役場へ
- 第2号被保険者になる場合 → 新しい勤務先で行うため、ご本人が手続きをする必要はありません。
- 第3号被保険者になる場合 → 配偶者である第2号被保険者の勤務する会社経由で届け出ることに なっています。